

9月14日(月)
今日のお話

9/21~
秋の交通安全週間
自転車の安全

ほかの車両等に認識されず、
事故になる可能性があります。

無灯火
【罰則】5万円以下の罰金、過失も同じ

あなたのこんな行動が事故につながります

【平成27年6月1日 改正道路交通法施行】
危険行為を繰り返す14歳以上の自転車運転者に安全講習の受講が義務化されました。

安全な操作ができず危険です。

傘さし運転
【罰則】5万円以下の罰金

自転車 - 道路交通法で市販

【平成27年6月1日 改正道路交通法施行】

危険行為を繰り返す14歳以上の自転車運転者に安全講習の受講が義務化されました。

信号無視や酒酔い運転、一時不停止など、特定の「危険行為(裏面参照)」を3年以内に2回以上繰り返すと、公安委員会から「自転車運転者講習(手数料5,700円)」が命じられます。

自転車の重大事故が多いから

安全な運転に必要な音が聞こえない状態で運転してはいけません。

イヤホン等を使用している運転
【罰則】5万円以下の罰金

